

公開見積競争説明書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

国立研究開発法人産業技術総合研究所の2025年1月23日付け公開見積競争公告に基づく公開見積競争については、国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程等関係規定に定めるもののほか、下記で定めるとおりとする。

記

1. 公開見積競争に付する事項

- (1) 件名・人数 研究支援者派遣（つくば本部・情報棟25派003） 1名
- (2) 特 質 等 仕様書による
- (3) 派 遣 期 間 2025年4月1日 ～ 2026年3月31日
- (4) 派 遣 場 所 国立研究開発法人産業技術総合研究所
つくばセンター 中央事業所

※ 派遣元で派遣労働者の待遇を「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のどちらで確保したのか、公開見積競争への参加を決めた時点で下記6. に連絡をすること。
また、派遣料金については通勤交通費等の諸経費を含めた額とすること。

2. 公開見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 次のイ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する者ではないこと。
 - イ 国立研究開発法人産業技術総合研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当級以上の職の経験者が役員等として再就職している。
 - ロ 総売上高又は事業収入に占める研究所との間の取引割合が3分の1以上である。
- (2) 本公開見積競争公告の日から競争用見積書提出の時までの期間に国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。なお、同要領第7条及び第8条における「一般競争」は、「公開見積競争」に読み替える。
- (4) スキルシート審査において適格と判断された者であること。
- (5) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に基づき、労働者派遣事業の許可を得ている労働者派遣事業者であること。

3. 競争参加に関する事項

(1) 競争参加のための書類

本公開見積競争に参加する者は、別紙「競争参加のための書類一覧」に示す以下の書類を提出すること。

なお、書類の作成や提出等の参加にかかる費用は競争参加者が負担すること。提出された書類は返却しない。提出された書類は、競争参加者の意に反して第三者に開示されることはない。

- ① スキルシート
- ② 競争参加に必要な書類

(2) 競争参加のための書類の提出期限及び提出場所

2025年1月30日（木）17:00 厳守

下記6. に提出すること。なお、メールによる提出を可とする。

(3) 派遣労働者の要件

国立研究開発法人産業技術総合研究所を離職後1年以内の者でないこと（60歳以上の定年退職者を除く）。その他の要件は仕様書による。

(4) スキルシート審査及び審査結果の通知

スキルシート審査は、上記(1)「①スキルシート」により行う。審査結果は審査後、速やかに通知する。

4. 見積競争に関する事項

(1) 競争用見積書の提出期限及び提出場所

2025年2月10日（月）17:00 厳守

下記6. に提出すること。

(2) 競争用見積書の提出方法

競争用見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に件名及び事業者名を記載した上で提出すること。

(3) 見積競争の無効

次に該当する競争用見積書による見積競争は無効とする。

- ① 上記2. の公開見積競争に参加する者に必要な資格を有しない者が提出した見積書
- ② 国立研究開発法人産業技術総合研究所において作成する仕様書及び見積競争関係書類の作成に関与した者が提出した見積書
- ③ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出した見積書
- ④ 反社会的勢力排除に関する誓約書について、虚偽が認められた者が提出した見積書

(4) 契約の相手方の決定方法

- ① 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第14条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な競争用見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- ② 上記①の場合において、予定価格の制限の範囲内でもっとも安価な競争用見積書を提出した者が二人以上いるときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所が別に指定する日時及び場所において、それらの者がくじを引くことにより契約の相手方を決定する。
- ③ 上記②の場合において、欠席等によりくじを引かない者がいるときは、これに代わって本公開見積競争に関係のない国立研究開発法人産業技術総合研究所の職員がくじを引く。

(5) 見積競争の辞退

本公開見積競争において参加の意思表示をした者は、契約の相手方の決定に至るまでは、下記6. に申し出ることにより、いつでも本公開見積競争の参加を辞退することができる。

なお、辞退した者は、これを理由として以後の公開見積競争について不利益な取扱いを受けるものではない。

5. その他

(1) 契約保証金 全部免除

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約の相手方の公表

本件の契約の相手先に決定した者は、契約件名及び数量、契約締結日、契約金額、契約者の商号又は名称、住所及び法人番号、競争参加者の人数等が公表されることについて同意するものとする。

6. 本件に関する問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

総務本部 調達部 調達室 調達Aグループ 庄司 愛（しょうじ あい）

住所：〒305-8568 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所2群

つくばセンター 中央事業所2群

電話：050-3521-2719（直通）、029-861-2029（代表）

メール：shouji-ai@aist.go.jp/M-cho-A-all-ml@aist.go.jp

仕様書

件名	研究支援者派遣（つくば本部・情報棟25派003）
組織単位 （組織の名称）	豊田自動織機-産総研アドバンスト・ロジスティクス連携研究ラボ
組織の長の職名	連携研究ラボ長
事業所の名称	国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター 中央事業所 本部・情報棟
事業所の所在地	茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所 つくば本部・情報技術共同研究棟
派遣労働者の人数	1名
派遣期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日
就業日	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日 ただし、必要に応じ、就業日と休日を振り替える場合がある。
休日	所定休日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日、その他産総研が定める日 その他の休日：就業日以外の日（所定休日を除く）
就業時間	8時30分を始業時刻、17時15分を終業時刻とし、休憩時間を除き、1日あたり7時45分勤務とする。
休憩時間	1時間（12時00分～13時00分）
時間外労働	必要に応じ、就業日以外の日（所定休日を除く）及び就業時間以外に就業を命じる場合がある。
休日労働	必要に応じ、所定休日に休日労働を命じる場合がある。
出張	必要に応じ、出張を命じる場合がある。（派遣先職員同伴）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当研究室で収集した物流現場の画像から、研究に必要な特徴量を抽出する機械学習プログラムを、プログラミング言語のPythonを用いて作成する業務 ・当研究室で対象とする物流現場を模擬する仮想環境を作成する業務 ・当研究室でPythonやUnity等を用いて作成したプログラムと、上記、機械学習プログラムを連携させるプログラムを作成する業務 ・当研究室で作成したプログラムを物流現場で評価する際の簡単な補助業務 ・付随的業務は、1割以内とする
政令で定める業務 （号）	日雇派遣に該当しないことが明らかであるため省略
責任の程度 （権限の範囲）	役職を有さない（部下なし）
危険有害業務の有無	なし
危険有害業務の内容、危険・健康障害を防止する措置の内容	
派遣労働者に求める資格・技能等	<ul style="list-style-type: none"> ・高校卒業以上の学歴を有すること。 ・ロボット制御プログラミングの知識・経験を有すること。 ・Windowsプラットフォーム上で、C/C++/C#/Pythonのいずれかのプログラミング言語を用いた開発経験を有すること。 ・Linuxプラットフォーム上でのプログラミング経験を有すること。 ・OpenCVのライブラリを用いた画像処理の知識・経験を有すること。 ・制御システムの機能追加・仕様変更に関わるプログラミング及び、ソフトウェアテストの実務経験を有すること。 ・報告・連絡・相談時に必要な日本語によるコミュニケーション能力と文章作成能力を有すること。

国立研究開発法人産業技術総合研究所

契約事務取扱要領（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第7条 契約担当職は、第2条各号に掲げる契約につき会計規程第30条第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第8条 契約担当職は、一般競争に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者をその事実があった日以後2年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり監督員、検収員及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2** 契約担当職は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

「契約事務取扱要領第8条」に該当する者は、その事実があった日以後2年以内の期間（別途定める）は、産総研の一般競争入札【公開見積競争含む】に参加することはできません。

【契約事務取扱要領第8条各号の詳細】

- 一 契約の相手方が契約の履行に当たり、自己の行為が契約の目的、契約の内容条件に適合しないことを認識しながら、工事若しくは製造その他役務について、手抜きをしたり、又は粗悪な物件を供給すること。
(給付の内容である物件の品質や数量に関して不正の行為をした者も同様。)
- 二 競争に参加する意思のない者が、特定の者の依頼を受けて入札についての現場説明会に参加し、依頼をした者の競争を有利ならしめるよう工作をした場合など。
- 三 略
- 四 監督又は検査の実施において、契約相手先が協力しない場合、又は、妨害した場合など。
- 五 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
(「正当な理由」とは、「天災地変等の災害」の他「物品を輸入して納入する契約において、契約後、輸入国内でストライキが発生し納入することが不可能となった場合」など、契約相手方の責に帰することができない相当の理由に限定される。)
- 六 略
- 七 略

競争参加のための書類一覧（労働者派遣）

○ 注意事項

- (1) 派遣元で派遣労働者の待遇を「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のどちらの方式で確保したのか、競争参加を決めた時点で下記問い合わせ先にご連絡ください。
- (2) 書類の作成及び提出にかかる費用は、競争参加者の負担となります。
- (3) 各書類の書式は、以下 URL からダウンロードしてください。
URL : http://www.aist.go.jp/aist_j/procure/format/index.html
- (4) 書類は、持参・郵送・メールのいずれかの方法でご提出ください。
【原本提出】と記載の書類は、メール提出の場合でも原本（紙）をご提出ください。
- (5) 書類の押印については、別紙「契約手続きに必要な書類の押印見直しについて」（以下URL）をご覧ください。
URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/ouin.html

○ 提出期限 2025年1月30日（木） 17:00 厳守（郵送の場合必着）

○ 提出書類

1. スキルシート（1部）

仕様書「派遣労働者に求める資格・技能等」に示す能力（スキル）に係るスキルシートを提出してください。

2. 競争参加に必要な書類（各1部）

(1) 参考見積書

- ① 時間単価（通常時間単価、法定外時間単価）を記載してください。
- ② 見積額は、通勤交通費等の諸経費を含めた額としてください。

(2) 産総研OBの再就職者在職状況（別紙参照）

「公開見積競争説明書」2. (1)に該当しないことを確認するための書類です。

産総研OB（産総研において、役員又は課長相当職以上の職を経験した者）の在職状況に係る情報（氏名、産総研在職時の役職名、現在の職名等）をご提出ください。

※ 「課長相当職」とは、研究ユニットの長に相当する職をいいます。

(3) 契約事務取扱要領第7条及び第8条の規定に該当しない旨の「証明書」（別紙参照）

(4) 労働者派遣事業許可証の写し

(5) 反社会的勢力排除に関する誓約書 **【原本提出】**

詳細及び書式は以下URLをご参照ください。

URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/seiyakushoirai.html

※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。

(6) 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」 **【原本提出】**

詳細及び書式は以下URLをご参照ください。

URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/koutekikenkyuuhi.html

※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。

※ 競争参加を辞退される場合は「入札等に関するアンケート」のみ提出をお願いします。また、「公開見積競争説明書」は適切に破棄してください。

○ 書類提出先・問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

総務本部 調達部 調達室 調達Aグループ 庄司 愛（しょうじ あい）

住 所：〒305-8568 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所2群 2-1C棟7階

電話：050-3521-2719（直通）、029-861-2029（代表）

メール：shouji-ai@aist.go.jp／M-cho-A-all-ml@aist.go.jp

産総研OBの再就職者在職状況

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

法人番号

住 所

会 社 名

代 表 者

役職・氏名

【押印を省略する場合は以下も記載】

担当者名

連絡先 (TEL)

(Mail)

産総研OBの再就職者在職状況は下記のとおりです。なお、在職状況に変更が生じた場合は、貴所に対して速やかに申し出ます。

記

1. 産総研OBの在職状況

- 在職者あり
 在職者なし

2. 在職者ありの場合、再就職者の氏名及び現在の役職

① 氏 名：

現在の役職：

退職時の所属又は生年月日：

② 氏 名：

現在の役職：

退職時の所属又は生年月日：

証 明 書

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

法 人 番 号
住 所
会 社 名
代 表 者
役 職 ・ 氏 名

【押印を省略する場合は以下も記載】

担 当 者 名
連 絡 先 (TEL)
(Mail)

当社は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の「契約事務取扱要領第7条及び第8条」の規定に該当しないことを証明いたします。